

五監公告第12号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成26年10月30日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

五泉東小学校、村松小学校、大蒲原小学校、山王中学校、第一幼稚園

3. 監査の期間

平成26年8月5日～平成26年10月7日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
<p>備品は、五泉市財産事務規則第58条、第67条でその整理と現在高報告について規定されている。備品台帳及び現在高報告書は学校教育課でエクセルシートにより一括整理されていたが、関数の一部欠如により、備品台帳と現在高報告に差異が生じ符合していないものが見受けられた。今後、適切な管理に努められたい。</p> <p>また、教材備品で古くて使用に耐えることが出来ない備品については、廃棄するなど適切な管理に努められたい。</p>	<p>エクセルシートの関数の一部欠如による備品台帳と現在高報告書の差異については、関数及び入力内容の確認を行い、それぞれ符合するよう修正いたしました。</p> <p>今後は複数による確認に努めてまいります。</p> <p>教材備品で古くて使用に耐えることができない備品の廃棄などについては、十分精査の上、適正に処理するよう努めてまいります。</p>